

「賃金制度の改正について」提案を受ける

7月3日、東労組本部は「賃金制度の改正について」の提案を受けました。

会社は「不規則性に対する措置の充実及び乗務員賃金制度の見直しに伴う、より労働実態に応じた手当の支給ならびに制度の簡素化による事務作業の効率化等を目的」として、手当の増額と廃止する手当等を提案しています。

「生産性の向上」「社員還元の更なる充実」「会社の持続的な成長」の3つを掲げ、平成30年度末ダイヤ改正（予定）に合わせて実施するとしています。

賃金制度の改正概要（中央本部「業務部速報」より抜粋）

1. 深夜早朝勤務手当の見直し（全社員に適用）

- ・支給要件の一部変更（乗務員も支給対象とする、超勤との併給要件の一部緩和）
- ・支給額の増（一律300円アップ）※都市手当支給地の250円加算を廃止する

2. 乗務員手当の見直し

- ・乗務員手当（時間額）の増（一律10円アップ）
- ・乗務員手当の深夜額（A）、（B）の廃止 ※深夜早朝勤務手当とする
- ・構内入替乗務員の乗務加給と深夜額（A）を廃止
- ・構内入替乗務員に乗務員手当（時間額）を支給する

3. 行先地手当の廃止

深夜早朝勤務手当の見直し(改正後)

深夜帯	拘束時間	始終業時間	第1号①	第1号②	第1号③	
労働時間が 深夜帯4時間以上			2,300	2,100	1,900	① 施設、電気の屋外作業 ② 信号扱い、輸送指令等 ③ その他 ※今改正で、乗務員と構内入替乗務員は③に該当
拘束時間が 深夜帯を全て含む			2,300	2,100	1,900	
拘束時間の一部が 深夜帯にかかる			1,650	1,500	1,350	連続深夜加算額を、2夜目以降1,700円で統一 ※乗務員手当の連続加算額に合わせる
	拘束 10時間以上		1,300	1,200	1,100	
	拘束 8時間以上	5:00-7:30 18:30-22:00	1,150	1,050	950	勤務指定で休日が指定された場合、所定勤務者の代務として、勤務のすべてについての場合。

その他提案時点で確認した事項

- ・夜間看護手当についても、超勤手当との併給を条件付きで可能とする
- ・乗務員の、ワンマン加給やSL加給、キロ額についての変更はない
- ・事務作業の簡素化を目指すのが、この改正で直接事務の要員減とはならない
- ・出向者の特殊勤務手当も、同様に変更となる。

鉄道業の特殊性が反映された賃金を目指して、議論をつくり出そう!